

# 浜松市中小企業振興基本条例

## 目的

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

## 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業支援機関 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業者の経営に関する支援を行う団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の銀行業(これに類する事業を含む。)を行う者及び信用保証協会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大学等研究機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に寄与する研究を行う団体であって、市内においてこれを行うものをいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者及び市内に土地又は建物を所有する者をいう。
- (7) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

## 基本理念

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念ののっとり推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の経営の改善及び向上に関する自主的な努力を促進すること。
- (2) 中小企業者が経営の改善及び向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域経済の活性化を促進する等中小企業者が地域社会において果たす役割の重要性を認識すること。
- (3) 市、国、県、中小企業者、中小企業支援機関、金融機関、大企業者及び大学等研究機関が相互に連携し、市民の協力を得て推進すること。

## 市の責務

第4条 市は、中小企業者の実態を把握するとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な予算上の措置を講じるよう努めるものとする。

## 中小企業者の努力

第5条 中小企業者は、自主的な経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、後継者の育成、技術の継承等により円滑な事業の承継を図るよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、労働条件、安全衛生その他の労働環境の整備及び福利厚生充実の充実に努めるものとする。

## 中小企業支援機関の役割

第6条 中小企業支援機関は、中小企業の振興に関する施策の実施における中心的な役割を果たすべき存在であるという認識の下、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

## 金融機関の役割

第7条 金融機関は、中小企業者の資金調達に円滑化に係る支援その他の経営の改善及び向上に関する支援を行うとともに、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

## 大企業者の役割

第8条 大企業者は、その事業活動が地域における経済活動に大きな影響力を有することを認識するとともに、中小企業者が地域社会において果たす役割の重要性を理解し、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

## 大学等研究機関の役割

第9条 大学等研究機関は、中小企業者との共同研究、中小企業者の技術の革新及び向上を図るための支援並びに中小企業の振興に資する人材の育成又はその支援を行うとともに、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

## 市民の理解及び協力

第10条 市民は、中小企業者が地域社会において果たす役割の重要性を理解し、中小企業振興施策及び中小企業の振興に関して中小企業支援機関が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

## 施策の基本方針

第11条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に定める基本理念ののっとり、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化及び健全な発展を促進すること。
- (2) 中小企業者による新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 中小企業者の取引の拡大を促進すること。
- (4) 中小企業者に必要な労働力の確保を図ること。
- (5) 中小企業者の安定した事業の継続を促進すること。
- (6) 創業を促進すること。
- (7) 中小企業の振興に関する調査及び情報の収集、提供等に努めること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興を推進すること。

## 組合等に係る制度の活用

第12条 市は、経営資源の不足により単独で新たな取組みを行うことが困難な中小企業者に対し、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する中小企業団体その他の中小企業の振興に寄与する団体の活用を促すものとする。

## 事業の承継の支援

第13条 市は、後継者の育成、技術の継承等の中小企業者の円滑な事業の承継のための取組みを支援するものとする。

## 災害等における事業の継続等の支援

第14条 市は、災害等の発生により事業の継続が困難となる中小企業者の事業の継続又は承継のための取組みを支援するものとする。

## 受注機会の増大

第15条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

## 意見の聴取

第16条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、その施策を効果的に推進するため、必要に応じて中小企業支援機関の意見を聴くものとする。

## 小規模企業者の特性に応じた支援

第17条 市は、小規模企業者がその特性に応じた持続的な発展を図るため、必要な施策を講じるものとする。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 浜松市中小企業振興基本条例

## オール浜松で中小企業振興

中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、  
もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上を図る



